

インボイスに関する疑問 ～勘違いしやすい項目について～

令和5年12月作成



ついに消費税に関してインボイス制度が開始しました。この制度は事業者の事務負担と納税負担を増やすだけで、基本的に事業者には何のメリットもありません。とはいえ、法律で決まってしまうことなので、無視するということもできません。また、制度が複雑であることから、真偽が定かではない情報も多々見かけます。そこで今回は**多くの人に影響がありそうで、勘違いされやすい項目**をいくつかご紹介します。

(1) インボイスでないと経費にできない？

これは結構よく聞く勘違いです。**インボイスでないと影響があるのは消費税だけです。所得税や法人税の計算に際してはインボイスがなくても今まで通り経費に算入できます。**

(2) 全ての消費税の納税義務者は受け取ったインボイスに従って経理する必要がある？

消費税は納税義務者には①原則課税、②簡易課税のいずれかの方法により消費税の計算を行うこととなります。このうち、インボイスの影響を受けるのは①原則課税により申告納税を行っている事業者です。②簡易課税により申告納税を行っている事業者は**受け取った領収書等がインボイスであるか否かにかかわらず今まで通りの経理処理**で変更はありません。

(3) 売上値引き（振込料を売主負担とする場合）を行うと追加でインボイスを発行しなければならない？

売上値引き（100万円で売ったけど後で5万円値引きする等）を行った場合はこの値引きに関するインボイスを追加で発行しなければなりません。しかし、**1万円未満の値引きの場合（2万円で売ったけど後で5千円値引きする等）の場合は改めてインボイスを発行する必要はありません。**売上代金を口座振込みで受け取る場合等で支払い時に振込料を差し引いて行うことがよく行われていましたが、この振込料は実質的には値引きです。そのため、原則として売上値引きのインボイスを発行しなければならないのですが、振込料は多くの場合1万円未満と考えられるため、**振込料程度の値引きであればインボイスを追加で発行する必要はありません。**

(4) 全ての取引でインボイスがないと仕入れ税額控除ができない？

原則課税による消費税の申告納税をする事業者でも**一定の場合には仕入れ税額控除に際してインボイスが不要**とされます。多くの人に関係するものとして以下のものがあります。

- ・ **3万円未満の公共交通機関**（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ・ **3万円未満の自動販売機及び自動サービス機**（コインロッカー等）により行われる商品の販売等
- ・ **郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス**（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

また、**基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者については少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入れ税額控除ができます。**

インボイスがいらない取引もあるんだね

